

# 美浜原発事故時 感染症対策等 避難先自治体へのアンケート 結果

## 【避難先を大阪府に限った場合の結果】

- 滋賀県の避難者数と避難元市町：約 51,000 人（高浜市 27,000 人と長浜市 24,000 人）  
避難先は大阪府
- アンケート対象自治体 大阪府 43 市町村  
[対象自治体は、内閣府「美浜地域の緊急時対応」による]
- 回答率：95%（43 市町村の内、回答あり 41 市町村、回答なし 2 市）
- アンケート実施期間：2021 年 2 月 16 日～3 月 4 日
- 方法：アンケート用紙を F A X ・メールで送付し、同様に回答を受け取った
- アンケート実施団体：福井と関西の 3 団体  
(ふるさとを守る高浜・おおいの会/ 安全なふる里を大切に作る会/ 避難計画を案ずる関西連絡会)

### ◆ 感染症対策を実施した場合 避難所が「足りている」避難先は半数以下

「足りている」市町村は 41%（17 市町村）

「足りない」と「その他」（避難所が決まっていない等）の市町の合計は 59%（24 市町）

#### 感染症対策 避難所の数は足りていますか？



（「足りている」17 市町村/ 「足りない」15 市町/ 「その他」9 市町）

- 最大の避難先である大阪市（高島市から 11,281 人、長浜市から 5,710 人）は、避難所は「未定」と回答し、そのためマッチングも感染症対策も「事故発生後に対応」と回答。これで計画と言えるのか。

大阪府は、大阪市、滋賀県と協議していないのか？このような状態をいつまで放置するのか？

「事故発生後の滋賀県の状況に応じた対応を行います」（大阪市）

- 避難所が「未定」無回答、「(拠点) 避難所 1 か所」しか決まっていない市町も。いまだにマッチングもできていない。（マッチング：避難元住民がどの避難所に入るのかの具体化）

### 【回答の特徴と自治体の声を一部紹介します】

#### ◇ マッチングについて

- ・「できていない」と回答：12 市

（大阪市、貝塚市、富田林市、河内長野市、柏原市、阪南市、高槻市、守口市、茨木市、大東市、摂津市、四条畷市）

## 美浜原発事故時 避難先を大阪府に限った場合 避難先自治体アンケート結果

(※・・・大阪府が「最終避難所が決まっている」と回答した市町村(2017年))

避難元	避難元市町	避難先市町村	受入人数	避難所の数	マッチング	感染症対策で避難所は足りているか	濃厚接触者の別室確保	
滋賀県	長浜市	塚市 ※	5,000	3	●	×	●	
		岸和田市 ※	1,218	1	●	×	—	
		泉大津市 ※	480	1	●	●	●	
		貝塚市	—	—	×	その他	●	
		八尾市 ※	1,800	1	●	●	●	
		泉佐野市 ※	434	1	●	●	●	
		富田林市 ※	786	決まっていない	×	×	×	
		河内長野市	—	41	×	その他	●	
		松原市 ※	回答なし					
		和泉市 ※	1,200	4	●	×	×	
		柏原市	400	29	×	●	●	
		羽曳野市	890	1	●	×	×	
		高石市	349	19	●	●	●	
		藤井寺市 ※	432	1	●	×	×	
		東大阪市	3,337	1	●	●	●	
		泉南市 ※	300	1	●	×	×	
		大阪狭山市 ※	423	1	●	●	●	
		阪南市 ※	—	—	×	その他	×	
		忠岡町 ※	70	1	●	●	●	
		熊取町 ※	354	1	●	●	●	
	田尻町 ※	40	1	●	●	●		
	岬町 ※	113	1	●	×	●		
	太子町 ※	158	1	●	×	●		
	河南町 ※	101	1	●	×	×		
	千早赤阪村 ※	110	1	●	●	×		
	高島市	豊中市 ※	2,088	1	●	×	●	
		池田市	500	12	●	●	●	
		吹田市	1,925	6	●	●	●	
		高槻市 ※	2,000	3	×	●	●	
		守口市 ※	はっきりしていない	決まっていない	×	その他	×	
		枚方市	2,389	1 (拠点避難所)	●	その他	(その他)	
		茨木市 ※	1,600	未定	×	その他	×	
		寝屋川市 ※	1,581	5	●	×	●	
		大東市	はっきり分からない	—	×	その他	×	
		箕面市 ※	999	1	●	×	×	
		門真市 ※	回答なし					
		摂津市 ※	1,700	32	×	●	●	
		四條畷市	370	14	×	その他	●	
		交野市	465	1	●	×	●	
		島本町	185	1	●	●	●	
		豊能町	143	1	●	×	●	
		能勢町 ※	44	1	●	●	●	
高島市	大阪市	11,281	未定	×	その他	●		
長浜市		5,710						

- ・避難所が決まっていない（富田林市、守口市）、受入れ人数が分からない（守口市、大東市）
- ・拠点避難所は決めているが、その後は、調整が必要（茨木市）
- ・「できている」と回答した市町の中でも、1か所の（拠点）避難所で1千～3千人以上の避難者を受け入れるとの回答も複数ある。避難が長期に亘る原子力災害時の避難所としては問題があるのではないか？

（岸和田市、八尾市、東大阪市、豊中市、枚方市。堺市は3か所で5千人受入れ）

- ・私たちは、滋賀県と大阪府に対し、以前からマッチングを完了するよう求めていた。2017年11月大阪府は、「最終避難所が決まっているのは28市町村と回答」。この時点で15市町が決まっていなかった。避難所が決まらなければマッチングもできない。これは避難計画として不備だ。

#### ◇感染症対策を実施した場合、「避難所は足りているか？」

- ・「足りている」は、半数以下で41%（17市町村）
- ・「足りない」37%（15市町）
- ・「その他」（避難所決まっていない等）22%（9市町）
- ・実際には足りない＝「足りない」＋「その他」で半数以上の59%（24市町）にもなる

#### <「足りない」の理由>

##### ①「対策を予定」 ★避難所の見直しや検討はこれから

- ・新たに避難所として活用できる場所を検討している（箕面市）
- ・体育館周辺の小中学校を含めた市有施設での避難者の受け入れ（豊中市）
- ・スペース確保・レイアウト等今後検討（藤井寺市） / ホテル等との協定締結の検討（寝屋川市）

##### ②<対策はしていない> ★使用可能な施設がない、目途もたっていない

- ・施設の不足（泉南市等）
- ・他の避難所は常時使用している（小中学校等）為。又、他に避難所として使用可能な施設がない為（大阪府太子町）。
- ・現時点では確保できておらず、目途もたっていない（交野市）

##### ③<その他> ★いまだに「避難所が決まっていない」「受け入れ人数不明」

- ・受入れ施設が決まっていない、人数が不明のため（大阪市、阪南町、茨木市、大東市、守口市、河内長野市）
- ・避難所スペースを再計算している（四条畷市）

#### ◇濃厚接触者の別室確保

- ・「確保できていない」と回答した市町は28%（13市町村）  
（富田林市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、阪南市、河南町、千早赤阪村、守口市、茨木市、大東市、箕面市）
- ・「現時点では定めていない」（枚方市）もある
- ・千人以上の避難者を受け入れる市で、（拠点）避難所1か所しか決まっていないのに、「確保できている」との回答もある（八尾市、東大阪市、豊中市）。これで別室は足りているのか？
- ・これらの市を含めると、「確保できていない」市町はさらに多くなる

#### ◇困っていること、県や府、関西広域連合への要望などの意見

- ・コロナ禍においては一人当たりの必要スペースが増えることから、避難所の収容可能人数が限られるので、避難所の確保に困っている（河南町）。
- ・感染症対策により実情として避難所で受け入れることが出来る避難者数が大きく減少してきているため、各自治体の受け入れ人数の再調整が必要。（受け入れ自治体数を増やし、割り振りを減らすなど）（豊能町）

#### ◎最終避難所まで予め決めておかないと円滑に移動、運営できない。これは府と府内市町村の責任（関西広域連合のガイドラインに、府と府内市町村の役割、避難先と避難元の連携が定められている）

（参考）原子力災害に係る広域避難ガイドライン（2019.3改訂 関西広域連合 広域防災局）より一部抜粋

<https://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/4/gaido.pdf>

- ・避難所は災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項に基づき、避難先市町村が設置する。
- ・拠点避難所から最終的な避難所への移動手段については、避難先府県の協力を得て、避難先市町村が手配する。  
(避難所 p. 27)
- ・避難開始当初は、避難元市町は住民の送り出し等に全力を挙げなければならないため、・・・避難先市町村が避難所開設当初の運営において、積極的な役割を担うものとする。
- ・避難元府県・市町と避難先府県・市町村は、あらかじめ協議して避難所運営の役割分担を定め、それに見合った人員の動員体制や物資の確保手段を整備する。
- ・避難所運営に必要な人員・物資は、避難元府県・市町が確保することを基本とし、必要に応じ、避難先市町村は避難先府県と連携しその支援・協力を行う。・・・  
(避難所の運営 p. 28)
- ・避難先府県・市町村は、円滑な避難の受入れが可能となるよう、地域防災計画を修正し、広域避難の受入体制〔避難所の運営体制、職員の動員体制等〕を整備する。  
(Ⅷ おわりに 2 避難先府県・市町村による地域防災計画の修正 p. 34)
- ・広域連合は、平時から関係府県・市町村と連携して情報交換、研修及び広域避難訓練等を実施するとともに、その結果をもとに本ガイドラインの検証を行う。
- ・避難元市町と避難先市町村は、平時から、広域避難計画の実効性が確保されるよう相互連携を図る。  
(Ⅷ おわりに 3 計画の実効性確保 p. 34)

#### ◎国は、原子力災害発生時における避難者受け入れマニュアルを作成するよう求めている

（参考）原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針（2016.3.23内閣府（原子力防災担当）より抜粋

[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/pdf/02\\_ukeireshishin1.pdf](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/02_ukeireshishin1.pdf)

こうした状況において、原子力災害発生時等に備えた受入市町村による事前の準備や、原子力災害発生時等の実際の避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）の設置、運営のため必要と考えられる事項等を示すことにより、受入市町村及び避難元市町村の避難等受入れに関する手順の具体化等を図り、具体的な取組を促進することを目的として、この「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」を作成するものである。

各受入市町村においては、地域の実状を踏まえ、また、本指針を参考にして、具体的な手順等を定めたマニュアル等を作成するなど、適切に対応していただきたい。（1.はじめに p. 2）